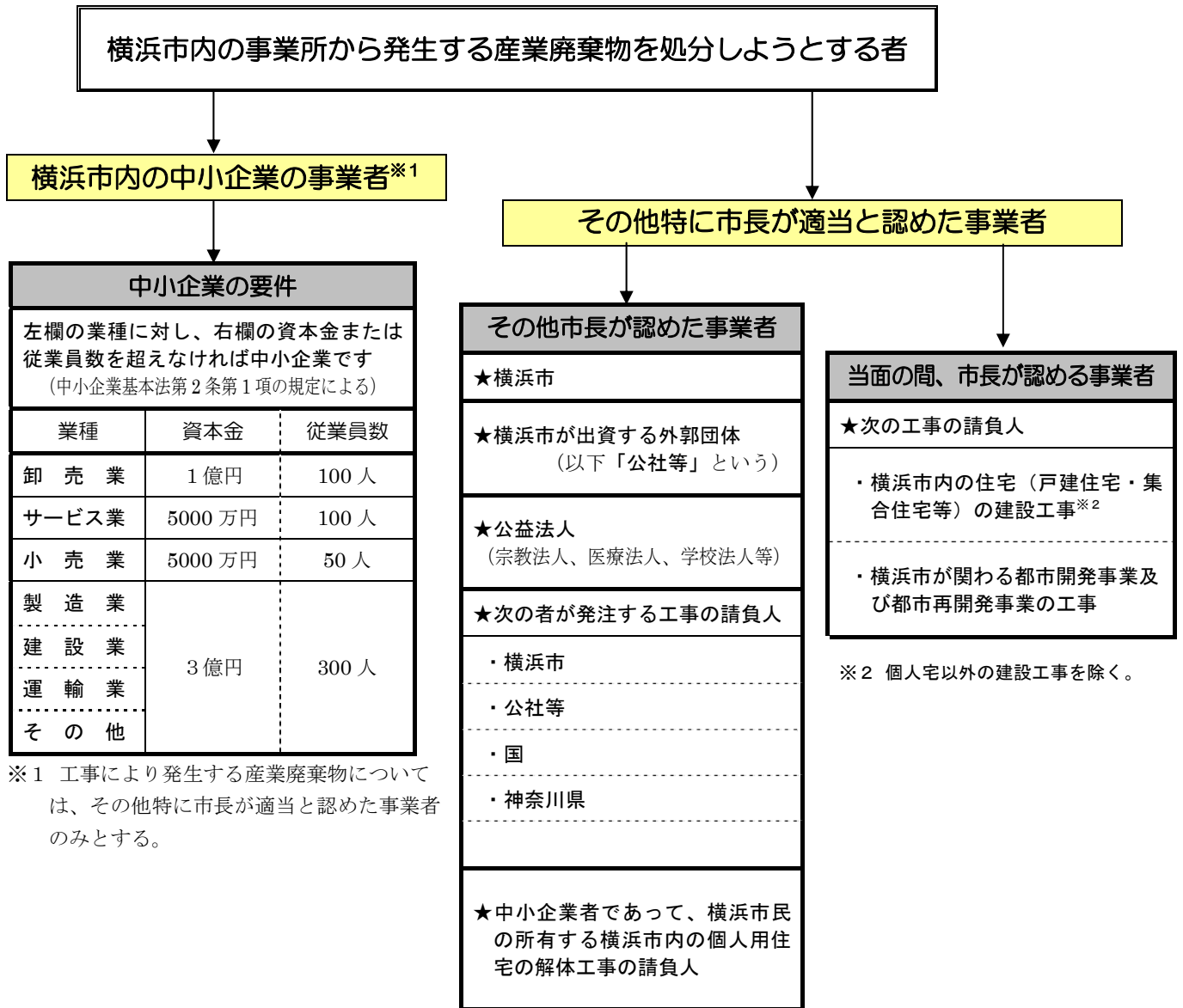


## (2) 利用できる排出事業者



## (3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類

種類	代表例
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	金属切削くず
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、便器、廃石膏ボード、コンクリート破片等 ※ 「がれき類」に該当するものは除く
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物(スレート板、レンガ片等)

種類	代表例
燃え殻	石炭がら、コークス灰、廃活性炭、産業廃棄物の焼却残さ
汚泥	メッキ排水処理汚泥、水洗ブースかす、塗料かすを含むサンドブラスト廃砂
鉱さい	スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(ただし、塗料かすを含まないもの)
ばいじん	ばい煙発生施設等の集塵施設で捕捉したもの
その他特に市長が適当と認めたもの	—

石綿含有産業廃棄物は埋立処分できますが、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」は埋立処分できません。また、水銀廃棄物(廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物等)は埋立処分できません。